

た、どういうタイミングで避難することがよいのかを自ら考え、さらには家族と一緒に日常的に考えるものでございます。

このマイタイムラインは、避難情報が発令された際に慌てず行動することが可能となることから、住民が避難する際の非常に有効なツールであるとも考えてございます。

今年度、館町南地区におきまして、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所の担当者を講師に、研修会を実施する予定となっております。研修会のほうには、市から防災担当者も出席予定でございますので、これを機に研修を受けまして、いざというとき、自分の命は自分で守る、市民の意識づけのために、住民及び各自主防災組織等へ啓発等を行ってまいりたいと考えてございます。

○浅野敏明議長 7番、内谷邦彦議員。

○7番 内谷邦彦議員 回答ありがとうございます。

ふるさと納税については、長井市にとって重要な事業であり、新たな製品を発掘し、広め、長井市内の事業者の発展に寄与できると考えます。また、返礼品の人气が上がれば、インターネット通販サイトから販売することも可能でしょうし、長井市のファンを増やすことも可能ではないでしょうか。長井市内の業者と連携し、売りたい製品ではなく売れる製品を返礼品として、また、市内業者の方々にはふるさと納税は市民のための事業の重要な財源でもあり、最大限の協力をお願いする必要があると思いますが、市長の考えをお伺いします。

○浅野敏明議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 おっしゃるとおりで、まずは私も、このお盆のときに市の職員、また、会計年度任用職員の皆さんに、県外に住んでいる家族とか親戚に1人5人、2人、3人でも紹介するというキャンペーンをやりましたけども、やはり議会の皆様にも、あるいは市民の皆様にも

広く働きかけて、より多くふるさと納税していただきますと、長井の地場産品、特産品も大変地元の業者さんもいいですし、あとその成果はいろんな施策に生かされるということで、今後ともお願いしていくように頑張りたいと思います。

○浅野敏明議長 7番、内谷邦彦議員。

○7番 内谷邦彦議員 防災について検討することに関しては、やり過ぎるということはなく、とっぴな考えと思われても現実は今まで起こった以上の考えもつかない状況をつくり出しています。ありとあらゆることを想定し、長井市民の安全が守れるようにぜひ対応をお願いしたく、今後ともよろしくお祈りします。

以上で私の質問は終わります。

○浅野敏明議長 ここで暫時休憩いたします。再開は午後3時20分といたします。

午後 2時58分 休憩

午後 3時20分 再開

○浅野敏明議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

竹田陽一議員の質問

○浅野敏明議長 次に、順位5番、議席番号5番、竹田陽一議員。

(5番竹田陽一議員登壇)

○5番 竹田陽一議員 皆さん、こんにちは。共創長井の竹田陽一です。

さて、本定例会における一般質問は、一つは空き家の適正管理の推進について、一つは小中学生の健康確保について、一つは通学路の安全

確保についての3件であります。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになりました方々にお悔やみ申し上げますとともに、感染されました方々にお見舞いを申し上げます。また、懸命に新型コロナウイルス感染症対応に当たっていただいている医療従事者の皆さんに心より感謝を申し上げます。

現在、デルタ株により、全国的に感染が急速に拡大し、県内の情勢も深刻さを増しています。医療崩壊を起こさないためにも、一人一人がこれまで以上の感染防止に努め、この危機を乗り越えなければならないと思います。

一方、昨日、パラリンピックが閉幕いたしました。アスリートの鍛錬はいかほどだったのでしょうか。そのパフォーマンスに感動を覚えたところでもあります。パラリンピックをきっかけに、障害者と健常者が共に支え生きる社会の実現に向けて、また一歩踏み出されることを期待しております。

それでは、質問に入ります。

まず初めに、空き家の適正管理の推進について質問いたします。

近年、道路沿いの空き家から枝の張り出しや枯れ木が落下し、歩行者や自動車等の通行に支障となっているだけでなく、事故が発生するおそれがある状況が見受けられます。道路は日々通行するため、安全な状態にする必要があります。そのため、通行の支障である枝を取り除かなければなりません。私有地から張り出している枝は、土地所有者に所有権がありますから、勝手に切ることはできません。このほか倒壊や火災による隣接家屋の被害、外壁材落下による事故、暴風雨による屋根の飛散など、近隣住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。このため、本市においても空き家に対する総合的な対策を講じてきていますが、空き家は増加傾向にあります。高齢者のみの世帯が増

えていることから、入居者の死亡による相続や施設入所などの理由で空き家が増える可能性があります。空き家問題が一層深刻さを増してくることが懸念されます。

これらを踏まえ、以下質問します。

1つ目、本市の空き家の現状について伺います。

総務省が発表した最新の住宅・土地統計調査によれば、全国の空き家の割合は13.6%と過去最高の水準に達しています。山形県は12.0%となっております。本市は持家率が高く、高齢者世帯のみの世帯が増えていることから、死亡などにより空き家になる可能性があります。また、倒壊などの危険性が高く、放置できない特定空家があります。本市の空き家の状況や特定空家の除却や応急措置の状況について、建設課長に伺います。あわせて、地域的な特徴がありますか、伺います。

2つ目、自治会による空き家適正管理への支援について伺います。

空き家に雑草が生えたまま放置すれば、景観を損ねるだけでなく、害虫や害獣の住みか、ごみの不法投棄、火災の発生などの様々リスクを抱える状況となります。繁殖した害虫が農産物を傷めたことが明らかになれば、近隣からの苦情では済まなくなるかもしれません。相続人が不明、所有者が遠方にいるなどにより、適切に管理されていない空き家について、地域の自治会が樹木剪定や草刈りなどを行い、この管理費を支援してはいかがでしょうか。市長の見解をお伺いします。

3つ目、空き家の発生予防について伺います。

発生した空き家の対処だけでは総数を減らすことは難しいと考えます。空家の発生予防を高齢者に意識づける講演会や施設に入所する場合は施設と連携し、個別相談会で空家バンクへの登録を促してはいかがでしょうか。空き家所有者もしくは空き家所有者になり得る者に向けた

空き家ブックを作成することなども考えられますが、今後の取組について、建設課長の見解をお伺いします。

4つ目、空家バンクへの登録促進について伺います。

本市では、空き家の流通促進を図るため、空家バンクを設置していますが、登録状況は低い状況にあるように感じます。その要因の一つとして、家財道具の片づけや処分が負担という声があります。ついては、制度の周知を進めるとともに、この片づけなどや清掃の経費を支援し、固定資産税の免除により、空き家所有者の登録を指向する状況にしていくことが考えられますが、市長の見解をお伺いします。

5つ目、地域における空き家等の活用推進について伺います。

空き家を市が借り上げ、地域コミュニティーを維持するため、地域で不足する交流の場として活用してはいかがでしょうか。また、中心市街地の空き店舗については、知らない人に貸したくないなどの所有者の意思により、空き店舗となっている場合もあると思われます。地域のまちづくり団体が借り上げ、たな子に転貸してはいかがでしょうか。民間と力を合わせ空き家を有効活用し、中心市街地の活性化を図っていくことが求められます。これまでの成果や今後の方向性について、市長の見解をお伺いします。

次に、小中学生の健康確保について質問します。

まず、コロナ禍、新しい学校生活様式や学校の行事が縮小や中止されるなど、困難な状況の中で頑張っている子供たちに心からエールを送りたいと思います。

さて、先般、子供の健康診断の結果をまとめた学校保健統計調査が発表されましたが、視力が1.0未満の小中学生の割合が過去最悪となったということです。デジタル端末に触れる時間が長くなったことが要因と見られています。新

型コロナウイルス感染を避けるため、これまで以上に在宅期間が長くなる可能性があり、スマホゲームなどでますます目に負担がかかってくると予想されます。

また、GIGAスクール構想により、1人1台のタブレットを活用した学習時間の増加も見込まれます。

一方、新型コロナウイルス感染第五波で変異ウイルスの影響と見られる子供への感染が広がっています。一部でクラスターが報告されるなど、保護者や子供たちの間に不安が広がっています。感染への恐怖や学校に通えなくなる不安、感染した際に受けるかもしれない差別へのおそれなど、子供が抱く負の感情は大きいものと思います。

これらを踏まえ、以下質問します。

1つ目、メディア使用時間の制限について伺います。

近視は小中学生のときに進行しやすく、成人してから緑内障などの目の病気の発症のおそれが高まるとされています。子供の目を守るため、ゲームやスマホの利用時間を制限し、目を休ませてあげる必要があります。家庭でのゲームやスマホの利用頻度が高いことから、まずは家庭内で話し合うことが大切と考えます。一方、学校においては、ノーメディアデーを設けるとか、利用時間の目標を決めさせて自制を促すことも考えられますが、どのような対策が必要と考えますか、学校教育課長にお伺いします。

2つ目、健康診断後の再受診の推進について伺います。

新型コロナウイルス感染の不安から病院にかかるのをちゅうちょする人が多くいるように感じています。健康診断の結果、要受診とされた子供の再受診の状況について、学校教育課長に伺います。

また、再受診をしない理由について、どのように捉えていますか、積極的に受診できるため

にはどのような対策が必要と考えていますか、伺います。

3つ目、タブレットによるストレスチェックについて質問します。

第五波の新型コロナウイルス感染拡大により、これまで以上に心の問題を抱える子供が増えていると思われまます。子供の健やかな成長を促進するため、悩みや不安を抱える子供を早期に発見することが重要と考えます。ある調査によれば、悩みの相談相手は親、友達、兄弟、そして、先生の順となっています。先生方には子供の様子を注意深く見ていただいておりますが、1人1台のタブレットを活用したアンケート調査なども有効と考えますが、学校教育課長に伺います。

4つ目、学校で感染者が出た場合の心のケアについて伺います。

感染した子供は、感染したことで差別へのおそれ、感染していない子供は感染への恐怖や学校に通えなくなる不安が、そして、感染した保護者は、周りへの申し訳なさや子供の差別の心配などがあると思われまます。保護者の動揺は、子供の安心にも影響します。このようなことから、保護者を含めた心のケアが重要と思ひますが、教育長の見解をお伺ひします。

次に、通学路の安全確保について質問します。

通学路の安全確保については、勝見議員も午前中質問されておりますので、重複する部分もあるかと思ひますが、よろしくお願ひいたします。

本年6月、痛ましい事故がまた起きてしまいました。千葉県八街市で下校中の児童の列にトラックが突っ込み、児童が死傷しました。現場は見通しのよい直線で、歩道やガードレールがなく、車が通るスペースと路肩を区切る外側線も速度規制の標識もない。抜け道としても使われ、通勤時間帯は交通量が多い道路といひます。住民が歩道やガードレールの設置を要望してい

ましたが、用地買収ができず実現していなかったそうです。

この事故を受け、国は通学路の合同点検を行うよう文書で依頼しています。本市では、これまでも全国で登下校中の児童等が死傷する事故が相次いだ際には、緊急安全点検を実施し、必要な対策を関係機関で協議してきていると伺っております。今後も関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように、通学路の安全確保が求められております。

これらを踏まえ、以下、質問します。

1つ目、通学路の緊急点検の結果について質問します。

これまでに危険が指摘されながら対策が済んでいない箇所も含め、危険箇所を漏れなく抽出することが大事と思ひます。危険要因としては強風、積雪、日没、不審者の出没、地震による倒壊、熊の出没なども考えられますが、このたびの緊急点検の結果について、学校教育課長に伺ひます。

2つ目、安全対策の確実な実施について質問します。

対策が必要な箇所については、学校、教育委員会、道路管理者、警察がそれぞれ必要な対策を実施可能なものから推進していくことは言うまでもありません。しかし、様々な状況から実施されない場合も予想されます。途中で対策が途切れるような状況に至っても、新たな対応策を考え、進めていただきたいと思ひます。

また、対策実施後には実際に期待した効果が上がっているのか、効果を把握するなどにより、対策内容の改善や充実を図ってほしいと思ひますが、学校教育課長の見解を伺ひます。

3つ目、通学路の安全確保に向けた取組方針について質問します。

子供たちが安心して学校に通えるように、通学路の安全対策に向けた取組を着実かつ効果的に実施していくことが重要と考えます。事故か

ら子供を守るため、今後どのように取り組んでいきますか、教育長の見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○浅野敏明議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 竹田陽一議員から、空き家の適正管理の推進についてということで、3点ほどご提言、ご質問いただきましたので、順次、お答えを申し上げます。

まず最初に、議員から空き家の現状について等々のお話もございましたけれども、自治会で空き家を適正管理していただいて、その費用を市が支援してはどうかというようなご提言でございます。

空き家の管理につきましては、議員ご指摘のとおり、建築物本体のみならず、その敷地内も含めての管理ということになります。空家等対策特別措置法第2条においては、「空家等とは建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう」と定義されております。管理の現状については、所有者または相続人の方が遠方、近隣に住んでいるにもかかわらず、所有者本人やその親族等が定期的に家屋へ出入りをしていて、建物だけでなく、草木の処理を行っているなど、適正に管理されている空き家もありますし、所有者が近隣の住民の方をお願いして定期的に草木等の管理を行っている空き家もございます。

しかしながら、相続人が不明だったり、所有者の行き来がなく、適正な管理が行われていない空き家もございます。議員からご指摘ありましたとおり、空き家等の管理放置は隣接する住民の方だけではなくて、地区全体へ様々な悪影響を及ぼすものと考えます。

そのような状況の中で、竹田議員からは、この管理費用を支援してはどうかというご提言でございますが、空き家はあくまでも私有財産で

ございまして、所有者が自らの責任において適切に管理を行うことが大原則でございます。その上で、行政がどこまで支援していくのか、支援すべきなのかということになりますが、まず、現状としては危険な空き家の除去を図るということで、これは近所の方も含めて、市民生活の安全・安心を確保していくことというのが最優先の課題と考えております。

こういった危険空き家につきましては、以前にもお話ししたことがございますけれども、3分の2の補助を国と市で支援しまして、除去してもらうという制度を用意してございます。

ただ、空き家に関しては、全て行政が関わるのではなく、所有者等の自助努力によって、ある程度の対応をいただくことは、これは当然でございます。所有者には管理責任があるということ、まず認識してもらう必要があると捉えております。

しかしながら、議員からもありましたように、所有者等が不明で、地区内の生活環境に悪影響を及ぼしている場合、地区内でやむを得ず対応しなければならないこともあるかと思っておりますので、こういった場合の除草剤や草刈り機の油代等を支給することができるような法整備の検討を、考えていかなければならないのではないかと考えております。

続きまして、2点目でございますが、空家バンクへの登録促進についてということで、議員のほうからは、制度の周知を進めるとともに、家財道具の片づけや清掃の経費を支援し、固定資産税の免除により、空き家所有者の登録を指向する状況にしていくことが考えられるが、見解はどうだということでございます。

制度の周知については、市のほうではホームページやチラシ、空き家パンフレットへの掲載等で行っているところですが、今年1月には固定資産相続に関する届出書の提出依頼にチラシを同封いたしまして、より訴求力の高い方法で

周知に努めております。これで十分ということはないと思いますので、繰り返し繰り返し、そういったことで広報、啓蒙に努めていかなきゃいけないと思います。

また、空き家の所有者に対するアンケートで、空家バンク登録に興味のある方に関しては、直接連絡を取り、制度の説明を実施しております。現在のコロナ禍収束後に来訪し、登録手続きを進めたいとの意向も示された方もいましたので、所有者のニーズに応えられるように対応してまいりたいと思います。

議員ご指摘のとおり、登録状況の低さの要因の一つとして、片づけや清掃の負担が考えられます。これはごもつともございまして、なおさら、例えばその空き家に仏壇とか、そういったものがあつた場合は、なかなかこれがお寺のほうでの手続とか、様々なことがございまして、大変な状況ということとは理解できるところでございます。

ただ、片づけや清掃を行ったとしても、買手がつかないのであれば、そこまで費用をかけることに疑問を感じる所有者もいると思われまふ。そのような状況を踏まえて、米沢市で行っているような空き家バンクへ登録した場合、家財の片づけや清掃に対して、費用の一部を補助するというような制度があれば、利用される方も多いいと思いますので、制度の整備についていろいろ勉強しながら、検討していくことが必要と考えております。

難しいのは、清掃して、借りる人がいるような案件かどうかですね。やっぱり程度のいい家ですと、すぐ借りたいということがあつるんでしようけども、借りる場合と譲っていただく場合があるかと思ひますが、譲っていただく場合ですと、例えば手直しをしなきゃいけないということであつても、適正な価格であれば求めたいという方もいらっしゃると思ひます。ぜひ検討していかなきゃいけないと思ひております。

一方で、固定資産税の免除についてでございますが、危険空き家の解体促進において、更地にした場合の固定資産税の軽減措置を数年間延長する制度を導入している自治体は、全国で幾つかございますが、このような措置は周辺環境の悪化を防止するという公益性のある目的で実施されているものでございます。

したがつて、長井市としては、やっぱりそれは所有者の所有物でございますので、固定資産税を免除するというのは何か別の理由がない限り、これはすべきでないと思ひております。ただし、危険空き家として解体したのが更地になつた場合、固定資産税が上がります。ここの部分は免除、家が建ててあるものとして、税金が上がらないということについては、法律等々でそういう措置ができますので、そういったことを私どもも思ひておりますが、ただそのままにして免除ということは、むしろ所有者にとっては、もう何も負担することないわけですから、そのままだということで、かえつていい結果は出ないんじゃないかなと思ひておりますので、やっぱり責任を持って対応していただくということが必要だと思ひております。

これは私から申すまでもなく、竹田議員ご存じのとおり、税の減免は公益性や公平性の観点から、慎重になるべきと考えておりますので、空き家の修繕や清掃、家財道具の移転や処分に対する支援を中心に検討するのが望ましいと思ひるところでございます。

いずれにしても、関係部署が十分な連携を図り、登録促進のための様々な方策を今後も考えていきたいと思ひます。

次に、3点目、最後でございますけれども、地域における空き家等の活用推進についてということで、空き家を市が借り上げ、地域コミュニティを維持するため、交流の場として活用してはいかつか。あるいは中心市街地の空き店舗について、まちづくり団体等が借り上げ、た

な子に転貸しというか、又貸ししてはどうだと。民間と力を合わせて空き店舗を有効活用し、中心市街地の活性化を図っていくべきということで、これまでの成果や今後の方向性を問うということのご提言でございます。

竹田議員ご提案の件については、県内では遊佐町が先進的な取組を実施しておりまして、定住住宅空き家利活用事業として、空き家バンクに登録されている空き家をまちが10年間借り上げ、予算の範囲内でリフォームを行い、移住者に貸し出す事業を行っており、平成25年から平成30年までの間に12棟の空き家をリフォームしております。

長井市といたしましても、こういった取組を大いに参考にして、地域で抱えている課題を解決するため、空き家を有効的に利活用できるよう、地域のニーズを的確に把握しながら検討を重ねていきたいと考えております。

中心市街地の店舗数は減少傾向が進んでおりまして、空き店舗は令和2年度末で57店舗となっておりますし、加えて、その分、空き地も増えているのが現状でございます。空き店舗から、それがもう更地になってると、そこまで進んでおります。

空き店舗の活用につきましては、議員のご提案のように、まちづくり団体が借り上げ、たな子に貸し出しする方法もございます。例えば、若干違うかもしれませんが、本町にある、これは新築されたcrossbaですね。俺たちの株式会社楽街が建設を整備し、たな子に貸出しを行っている事例もございます。

また、これまで任意の団体で空き店舗を借り上げ、たな子へという動きも十日町、大町などでもありましたけれども、所有者と借手の折り合いがつかず、実現しなかったケースなどもあったようでございます。

これまでの空き店舗等活用の成果といたしましては、平成26年度より、市内の空き店舗等を

活用して新たに創業する場合に、50万円を限度額とする補助メニュー、長井市起業・創業支援事業を実施しております。この補助メニューを活用し、令和2年度までの7年間で、39事業者が空き店舗を活用し、創業に至っております。これにより、十分とはいきませんが、商業振興や空き店舗等解消に寄与できたものと考えております。

今後も空き店舗の活用につきましては、駅と一体となった新庁舎が完成し、公共複合施設も令和5年度オープン予定、さらには県道桐町成田線街路整備事業につきましても、令和5年度事業完了予定となっております。まちなみも大きく変わろうとしております。

中心市街地の空き店舗は新たなにぎわいをつくる、創出の場や商業活動の場として活用することで、にぎわいと交流のある魅力あふれるまちづくりを推進したいと考えております。

なお、やはり市といたしましても、空き店舗とか空き家の使い手として、新たに地域おこし協力隊をある程度複数で、3人とか5人とか募集して、最初から定住して企業を創業するということを前提に3年間、自分で自分の計画を立てて、どの空き家、空き店舗を借りて事業を行うかということをいろいろ準備しながら、そして、膨大なお金がかかりますので、その場合はまちづくり会社である、俺たちの株式会社楽街はもちろんでございますが、長井まちづくりNPOセンターあるいは一般財団法人置賜地域地場産業振興センターがございまして、それらが国の制度などを活用して、リノベーションとか大規模改修して、それを賃貸させるということで、当初の過剰投資をなくすような形で継続して事業できるような、そんな取組もできないか、今、検討しているところでございます。

ぜひ、いろいろ検討してまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくご指導いただきたいと思います。

○浅野敏明議長 土屋正人教育長。

○土屋正人教育長 私には、質問事項2、子供の健康管理、その中の学校で新型コロナウイルスの感染者が出た場合の心のケアについて、それから、質問事項3、通学路の安全確保の方針についてありましたので、随時申し上げます。

まず、1つ目の新型コロナウイルス感染者が出た場合の心のケアについてでございます。

ご存じのように、現在、第五波と言われる感染拡大の中にあり、県内の学校でも児童生徒の感染が確認されるようになってきました。新型コロナウイルスの怖さを、これまでよりも身近に感じている児童生徒や保護者も増えていると思われまます。

また、新型コロナウイルス感染症への対応が長期化していることによる疲れも出てくることも考えられ、様々な捉え方が混在しているのが現在の状況だと捉えております。

長井市教育委員会では、新型コロナウイルス感染症に関することでつらく悲しい思いをする児童生徒を出さない、これを第一に考えて、そのことを基本にした迅速な情報提供、細かな通知とお願い等、これまでも対応してきたところであります。何よりもありがたいのは、どんな小さなことでも、おうちの方から学校に相談していただいているということでもあります。これは長井市の誇りでないかなと私は思っています。その都度、教育委員会でも共有しながら、丁寧に進めているところです。

新型コロナウイルス感染症の全国小中学校の臨時休業直前の令和2年4月5日、長井市教育委員会、長井市校長会、長井市PTA連合会連名で、全保護者宛てに文書を配布し、感染した方やその周囲の方々への誹謗中傷、過度な詮索などをしないよう、慎重な言動を呼びかけて、教育委員会からも、これを第一にして、その都度、呼びかけてまいりました。

学校を訪問すると、子供たちは自分でできる

感染防止策、今でも守り続けております。

それから、昨年度始まった中学校の誹謗中傷で苦しむ人を出さないという思いを込めた、シトラスリボン運動、これは今年度も生徒に受け継がれております。このリボンです。来校した保護者や地域の方にも、その輪が広がっているなということも感じているところです。

これからしばらく、新型コロナウイルス感染防止への対応は続くと思われまます。学校生活に影響が出てくることも想定されますけども、子供たちにはできないことばかりに目を向けるのではなくて、自分のできることを考えて、周りの人たちのことも考え、思いを寄せながら、一日一日を大切に過ごさせていきたいなと思っているところです。

2つ目の安全確保についてお答え申し上げます。

これは、勝見議員のときにも、各課長のほうから話がありました。通学路の安全確保については、このたびの千葉県八街市の事故のような悲劇を、長井市から決して生じさせないように取り組んでいかなければならないと思っております。

子供たちの安全確保のためには、道路環境の整備のほか、通行規制、交通安全教育、見守り活動、それから、ドライバーへの啓蒙活動など、ハードとソフトが一体となった地域ぐるみの対策が必要だと思っております。

長井市では、平成24年4月以降、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いだことから、関係機関と連携体制を構築して、長井市通学路交通安全プログラムを策定いたしました。毎年度、当プログラムに基づいて、通学路安全推進会議を開催し、関係機関との連携、協力体制を確認するとともに、子供を取り巻く道路環境などの課題の共有を実施しているところであります。

また、定期的な合同点検及び危険箇所に対す

る着実な対策の実施を進めておりますが、児童生徒や教職員、そして、保護者の視点から、通学路の安全について情報を発信していくことが大事だと考えております。

今後も、以上の取組をしっかりと継続させ、子供たちの安全第一を考えて、対応をしまいたいと思います。

また、ドライバーのモラルについて、できることからということで、PTA等の会合の際に、横断歩道での一時停止、これを何回も呼びかけております。昨年度と比べますと、停止してくださる方も増えたと思いますし、子供が頭を下げてお礼をするということもちょっと増えてきたかなと思います。モラル促進のためと、それから、コミュニティーを大事にするということから、このようなことを大事にしたいと思います。これまで以上に学校やPTAに声かけをしまいたいと思っております。

○浅野敏明議長 佐原勝博建設課長。

○佐原勝博建設課長 私には、大項目の1、空き家の適正管理の推進についての(1)空き家の現状について、また(3)空き家の発生予防について、ご質問いただいておりますので、お答え申し上げます。

最初に、(1)の空き家の現状につきましてでございます。

空き家につきましては、毎年度、各地区長からご協力をいただきまして、空き家の実態調査を行っておるところでございます。令和2年度末時点での状況といたしまして、空き家戸数は441戸、うち特定空家につきましては41戸となっております。前年度と比較いたしまして、空き家戸数は15戸の減、特定空家戸数につきましては、1戸の増となっております。

また、補助金を活用いたしました特定空家の除却状況についてですが、令和2年度は3戸となっております。平成30年度以降、累計で11

戸の除却を行っているところでございます。今年度は既に1戸の除却を行っているところでございます。

空き家の状況にもよりますが、令和2年度は補助金の活用以外でも、22戸につきまして、自発的に除却が行われている状況でございます。

応急措置の状況につきましては、直近の3年間では、平成30年度に栄町地区内の空き店舗の外部材落下飛散防止のための養生、令和元年度には高野町地内、空き工場敷地内の倒木のおそれがあった木の伐採を、それぞれ行っているところでございます。

地域的な特徴についてでございますが、市内の地区別に見てみますと、中央地区が215戸、致芳地区が53戸、西根地区が77戸、平野地区が14戸、伊佐沢地区31戸、豊田地区51戸となっております。空き家については、郡部に特化したものではなくて、中央地区でも増えている状況となっております。

次に、(3)の空き家の発生予防についてでございます。

少子高齢化ですとか昨今の生活様式、家族形態の変化などを見ますと、発生自体を予防するのはなかなか容易ではないと考えているところでございます。

長井市では、これまで8月と11月の年2回、山形県宅地建物取引業協会主催の空き家相談会に参加いたしまして、内容に応じまして、除却補助金の活用や空家バンクへの登録をご案内するなど、対応を行っているほか、市報で年2回、空き家の適正な管理について掲載しているところでございます。

また、5月に発送されます固定資産税の納税通知書の中に、空き家の適正管理のお願いと相談会のお知らせのチラシを同封して周知、啓発を行っているところでございます。

空き家ブックの作成は行っておりませんが、適正管理等について記載しております、企業協

賛で作成しましたパンフレットを、特定空家の所有者の方へ送付しておるところでございます。今年度は11月に空き家相談会のご案内文書送付時に、空家台帳の登録者へ同封する予定になってございます。

発生要因として考えられる主なものとしたしましては、まず、住人がお亡くなりになったケース、子供と同居することにより、別の住宅へ転居したケース、老人ホーム等の施設に入居することになったケース、建て替えによりほかの場所へ転居したケースなどの理由が考えられるかと思えます。

また、もう一つの大きな問題といたしましては、相続の問題があるかと思えますが、相続登記に関しましては、本年4月の国会におきまして、2024年度まで登記申請の義務化が決定をしておるところでございます。

今後は所有者が不明な空き家につきましては、少しずつ改善されるのではないかと期待しているところでございます。

このような状況を踏まえまして、今後の取組といたしましては、引き続き広報誌等による周知や相談会での個別の対応に加えまして、まず、地域内の空き家につきましては、身近な問題として考えていただくために、地区長への直接的なお願いですとか、隣組回覧等で周知、啓発を図り、空き家になる前の適正管理等について、対策を考えてまいりたいと考えておるところでございます。

○浅野敏明議長 目黒孝博学校教育課長。

○目黒孝博学校教育課長 それでは、まずメディア使用時間の制限について、お答えいたします。

議員のご質問にあったとおり、まず、家庭内でメディアの利用に関するルールや決まりをつくっていただくことが大切だと考えております。各学校では、PTAと連携して、家庭でのメディア利用時間についての目安を設定するなど、取組を進めております。ゲームやメディアとの

接触時間を平日は何時間まで、休日は何時間までと目安を決めて取り組んでいる学校もあります。

また、家庭での読書の推進と併せて、強化月間を決めて取り組んでいる学校もあります。

また、自分で上手に時間を使えるようになることを狙いとして、1日の生活を表にまとめたり、自分の生活を振り返ったり、どのように時間を使っていけばよいか、児童生徒一人一人に考えさせる授業なども行っております。

健康問題と併せて、児童生徒一人一人が自分の生活や生き方について意識して生活できるよう、各学校で学年に応じた指導を今後とも行っていきたいと考えております。

次に、健康診断後の再受診の推進についてお答えいたします。

学校側が児童生徒の健康診断の結果に基づいて、保護者に再受診をお願いしている項目は、内臓疾患に関するものはごく少数で、多くは視力や歯、アレルギーに関するものとなっております。今年度のデータはまだ集約されておませんが、未受診のままとなっている児童生徒数が、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けているといった傾向は、現段階では見られておりません。未受診のままとなる場合が比較的多いものは、視力や初期の虫歯など、痛みもなく緊急性が高くはないと判断される場合が多いと感じております。なかなか受診していただけない場合は、学校から保護者に対して、繰り返し受診をお願いしております。

一方で、児童生徒自身の健康に関する意識を高めていくことも大事だと考えています。学校では、保健指導で健康を維持することの大切さを考える機会を設けたり、専門家の話を聞く機会を設定したりしております。児童生徒が自分の健康に意識を高められるように、これからも継続した取組を行っていきたくと考えています。

続きまして、タブレットによるストレスチェ

ックについてのご質問にお答えいたします。

1人1台端末の活用につきましては、現在、授業での活用を中心に進めておりますが、授業以外での活用についても検討をしております。タブレット端末を活用したアンケート調査の実施と集計も、この検討している中の一つです。活用することができれば、教職員の負担軽減という効果も期待できると考えています。

児童生徒の心の悩みについて把握する手だての一つとして、定期的に行っているいじめアンケートがあります。アンケート用紙に子供たちが記入して、その後の個別の教育相談とセットで行っております。この調査が子供たちの心の悩みを把握するためのアンケートとして、今、定着しているところであります。タブレット端末を活用して、このようなアンケートを行うことについても、今後検討していきたいと考えているのですが、実は手書きのアンケートのよさというのもございます。

例えばなんですけれども、一度書いたものを消した跡が残っていたり、アンケートに書かれている文字がいつもと違って乱雑であったりというところもあります。書かれてある内容以外からも、子供の心の変化を幅広く捉えることができます。タブレット端末を活用することが有効な場面について、総合的に考えながら最終的には判断していきたいと考えております。

続きまして、3つ目のご質問いただきましたので、(1)の通学路の緊急点検の結果についてお答えいたします。

通学路の点検については、各学校において、年度初めに学校安全担当の教員が中心となって、実際に子供たちと一緒に通学路を歩いて確認し、危険箇所を抽出しています。また、地区によってはPTA活動の一環として、保護者が危険箇所を把握しているというところもございます。教育委員会では各学校から報告を受けて危険箇所を取りまとめて、県に報告するとともに、合

同点検を実施しているという状況であります。

今年度の合同点検では、10か所の危険箇所に対して、警察や道路管理者である県や市の担当者とともに対策を検討し、横断歩道の標示の引き直しやグリーンベルトの設置など、対策を講じることとなっております。

また、既に要望があった箇所に街灯が設置されているなどということもありまして、確認も一緒に行っているところです。

続きまして、(2)の安全対策の確実な実施についてお答えいたします。

通学路の点検は毎年行っております。対策が十分でなく、継続して関係者間で確認が必要な場合は、次の年度も危険箇所として捉えるようにしています。このことにより、何らかの理由によってすぐに対応できない場合でも、対策を講じない事案が発生しないように、配慮しています。

対策を実施した効果につきましては、学校がPTA等と取り組む危険箇所把握の際に確認してもらおうようにしています。対策を講じても効果が上がらない場合には、再び危険箇所として把握できるような体制になっています。

また、実際に通っているのは児童生徒、子供たちです。子供たちの声もこの調査に反映できるように心がけております。

対策を講じてきた箇所で事故等が繰り返されているということはありませんので、着実に効果を上げていますと捉えています。

今後の対策内容の改善、充実につきましては、最終的には道路管理者や警察のご判断ということにはなりますが、安全対策の方法として、年々、新たな手法が取り入れられることもありますので、教育委員会としては、長井市通学路交通安全プログラムに基づいて、関係機関との連携、協議の中で対応していきたいと考えております。

○浅野敏明議長 5番、竹田陽一議員。

○5番 竹田陽一議員 まず初めに、通学路の安全確保の関係ですが、関係機関として学校とか教育委員会、それから道路管理者、警察などが協議をして、安全になるようにということで、いろいろと対策を決めてるわけです。それぞれの機関で、それぞれの役割分担で対策を決めてやっていくわけですが、常にお互いの機関がどこまで対策を実施しているかという状況を関係の学校、教育委員会、道路管理者、警察もしくは保護者の方々が確認できるような、例えば対策内容を公表される考えはあるのかお伺いしたいと思います。学校教育課長、お願いします。

○浅野敏明議長 目黒孝博学校教育課長。

○目黒孝博学校教育課長 現段階で大々的に公表するところまではいっていないというのが実情ですが、学校の通学路の安全につきましては、保護者から協力をいただいて情報をいただいているところもありますので、保護者の方はある程度、ご存じなのではないかなと思います。学校では危険箇所を一覧でまとめて、子供たちの安全な登下校に使っていただくように、資料なども配布している学校もございますので、そのような取組がもう少し広がってほしいなと考えております。

○浅野敏明議長 5番、竹田陽一議員。

○5番 竹田陽一議員 学校単位で恐らく危険箇所とかを地図上に下ろしながら、どういう危険があるのかということでお示しされてると思うんですが、そのほかに地域の見守りということ、当然あるわけですから、保護者以外の方もそういう情報をやっぱり持っていたほうが、ここは危ないよということではいろいろ環境が変わるわけですので、すぐに情報をいただけるということもあると思いますので、公表についてはよろしくお伺いしたいなと思います。

それから、空き家の関係ですけども、なかなか空き家の数を減らすというのは難しいわけで、今後も人口減少もあつたりして、相続絡んだり

して、どんどん増えてくるわけですが、これから先、増えるスピードとか数を少しでも抑制するように、発生予防のほうに少し力を入れていただきたいなというように考えています。

所有者の方々に、いろいろと制度の周知をするというのは今までもされてきておられるわけですが、引き続きお願いしたいと思います。

それから、空き家の活用についても、なかなかこれは難しい話で、即利用できる空き家と利用価値がない空き家もあるわけですが、その辺はやっぱり選別をしながら、利用できるものについては、地域の大切な資源として活用していただけるよう検討していただきたいなと思っております。

以上で私の質問を終わります。

散 会

○浅野敏明議長 本日はこれをもって散会いたします。

再開は明日午前10時といたします。ご協力ありがとうございました。

午後 4時15分 散会